ロ　壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあっては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は難燃材料ですること。

二　天井（天井のない場合においては、屋根）及び壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井のない場合にあっては、小屋組を含む。）の仕上げにあっては、特定準不燃材料（平成二十一年国土交通省告示第二百二十五号第一第一号に規定する特定不燃材料及び平成十二年建設省告示第千四百一号第一第二号から第五号までに掲げる建築材料をいう。以下この号及び第二第二号において同じ。）又は難燃材料等（難燃材料及び木材等をいい、特定準不燃材料を除く。第二第二号において同じ。）ですること。

第二　令第百二十八条の五第一項第一号ロ及び第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、次の各号に掲げる居室の区分に応じ、当該各号に定めるところによりすることとする。ただし、第一号に掲げる居室である場合において、実験によって防火上支障がないことが確かめられたときは、この限りでない。

一　第一第一号の木材等に係る内装の仕上げの居室　次に定めるところによること。

イ　木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

ロ　木材等の取付方法は、次の(1)又は(2)のいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが二十五ミリメートル以上である場合においては、この限りでない。

(1)　木材等の厚さが十ミリメートル以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が一メートル以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

(2)　木材等の厚さが十ミリメートル未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

二　第一第二号の特定準不燃材料又は難燃材料等に係る内装の仕上げの居室　令和七年国土交通省告示第九百九十一号第一第一項第二号イに定める基準に適合するものであること。

二　壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあっては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料ですること。

第二　建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第一号ロ及び同条第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、第一第二号の木材等に係る仕上げの部分を次に定めるところによりすることとする。ただし、実験によって防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

二　木材等の取付方法は、次のイ又はロのいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが二十五ミリメートル以上である場合においては、この限りでない。

イ　木材等の厚さが十ミリメートル以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が一メートル以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

ロ　木材等の厚さが十ミリメートル未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

（建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第五条　建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築